

## 諮問第1号

### 審査請求について

満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の決定に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、これを棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により議会の意見を求める。

#### 1 審査請求人

●●●●●●●●●●●●●●●●  
● ● ● ●

#### 2 審査請求の年月日

令和2年6月12日

#### 3 審査請求の趣旨

市長による満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の決定に関する処分について、利用者負担額を51,000円（D10階層）に変更するよう求める。

#### 4 審査請求の理由

満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の決定に際し、賦課期日に海外に居住していたため、市町村民税が賦課されていない審査請求人の妻の給与所得を加味することは、法令上の根拠がなく、違法又は不当である。

令和3年2月22日提出

佐倉市長 西 田 三十五